

平成30年
2018年
6月号

ニュースレター

弁護士法人今津法律事務所

弁護士法人
今津法律事務所
IMAZU LAW OFFICES
〒100-0004
東京都千代田区
大手町 1-6-1
大手町ビル 8階
☎ 03-5224-3235

平素より格別のご高配を賜り、心よりお礼申し上げます。今年3回目のニュースレターをお届け致します。ご興味のある所だけ、ご笑覧頂ければ幸いです。
弁護士 今津 泰輝

連載 民法（債権法）改正について～定型約款②～

前回に引き続き、定型約款に関する規定の詳細について、今回と次回②の2回に分けて、ご紹介致します。

定型約款に該当するもの

前回も少しご紹介したとおり、改正民法で新設された「定型約款」とは、①不特定多数の者との間で、②内容が画一的であることが双方にとって合理的な取引において、③契約の内容とするために準備される契約条項群を指します。

次のうち、○は定型約款に該当する例、×は該当しない例です。

○保険約款、運送約款、電気供給約款、インターネットサイトの利用規約、ソフトウェアの利用規約
×労働契約：相手方の個性に着目した取引であり、不特定多数の者との間で取引ではないためです。
×事業者間取引の契約書のひな形があらかじめその定型約款を契約する旨の合意をしたとき、又は②定型約款を準備した側があらかじめその定型約款を契約する旨の合意をしたとき、改正民法では、①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき、又は②申込みされた旨を表示すれば、改正民法で定められた要件を満たすと考えます。

○保険約款、運送約款、電気供給約款、インターネットサイトの利用規約、ソフトウェアの利用規約
×労働契約：相手方の個性に着目した取引であり、不特定多数の者との間で取引ではないためです。
×事業者間取引の契約書のひな形があらかじめその定型約款を契約する旨の合意をしたとき、又は②申込みされた旨を表示すれば、改正民法で定められた要件を満たすと考えます。

○保険約款、運送約款、電気供給約款、インターネットサイトの利用規約、ソフトウェアの利用規約
×労働契約：相手方の個性に着目した取引であり、不特定多数の者との間で取引ではないためです。
×事業者間取引の契約書のひな形があらかじめその定型約款を契約する旨の合意をしたとき、又は②申込みされた旨を表示すれば、改正民法で定められた要件を満たすと考えます。

○保険約款、運送約款、電気供給約款、インターネットサイトの利用規約、ソフトウェアの利用規約
×労働契約：相手方の個性に着目した取引であり、不特定多数の者との間で取引ではないためです。
×事業者間取引の契約書のひな形があらかじめその定型約款を契約する旨の合意をしたとき、又は②申込みされた旨を表示すれば、改正民法で定められた要件を満たすと考えます。

時事ニュース ～EU一般データ保護規則（GDPR）の施行～

本年5月25日から、EUが、EU加盟国内の個人情報取扱いについて定めた、EU一般データ保護規則（GDPR）が施行されました。

EU一般データ保護規則（GDPR）は、EU加盟国内には拠点を持たない事業者であっても、①EU加盟国内の個人に商品若しくはサービスを提供すること又は②EU加盟国内の個人の行動をモニターすることに伴って、個人データを取り扱う場合には、適用されることになっていきます。規則違反行為に対しては、巨額の制裁金も定められています。

EU加盟国内に事業所がない日本企業であっても、右の要件を満たす場合には、EU一般データ保護規則（GDPR）が適用されることとなりますので、注意が必要です。

従業員によるセクハラを防ぐための対策

近時、セクハラに対する社会的な関心が高まっています。国の調査結果によれば、働く女性の約3割がセクハラを経験したことがあり、そのうちの約6割は泣き寝入りしているとのこと。今回は、従業員によるセクハラを防ぐための留意点について、ご紹介致します。

【セクハラの法的位置づけ】

男女雇用機会均等法11条1項では、職場における性的な言動に関して、①従業員の対応（拒否等）をもつて当該従業員が不利益を受けること、又は②就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じることが、事業主に義務づけられています。

【企業における対策】

厚生労働省が定める指針によれば、事業主には、次の措置を講じることが求められます。

■事業主の方針の明確化及びその周知、啓発

セクハラを行ってはならないことを就業規則等に明記するとともに、社内報や社内研修等において周知・啓発することが必要です。

①セクハラは業務上の必要性が伴わないため、相手が嫌がること（自分の妻、娘、彼女がされたら嫌なこと）、相手が上司の娘であればしないこと）はしないのが基本であること、②特に行為者が上司の場合、本人は意に反していないと思っても、相手がやむを得ず迎合している可能性があること等を周知することも有効でしょう。

【セクハラとなり得る言動として、次のような類型のものが挙げられます。

セクハラとなり得る言動として、次のような類型のものが挙げられます。

■相談体制の整備

従業員からの相談窓口を設置し、機能させることも必要です。

①プライバシーを保護し、相談を理由として不利益な取扱いをしないことについて周知することや、②セクハラに該当するかどうか微妙な場合でも、広く相談に対応することが有効となります。

■事後の迅速かつ適切な対応

セクハラが事実であった場合には、双方から事実関係を確認した上で、セクハラの実態が確認できれば（別れ話のもつれ等から、虚偽の申告が行われることもあり得ます）、被害者への配慮の措置や、加害者への処分等、適正な対応を行う必要があります。

事務局便り

とんかつの「まるや」

第5回目の事務局便りでは、弊所が入居している大手町ビルの地下2階のレストラン街にあるとんかつ屋さんの「まるや」をご紹介します。

「まるや」のコースかつ定食は揚げたてのとんかつに、ごはん、お味噌汁、キャベツ、お漬物が付いてボリューム満点です！（しかもごはんとお味噌汁はおかわり自由です♪）

コースかつの厚切り感と美味しさに、一気にまるやさんのファンになってしまいました！価格もリーズナブルでとても美味しいので、大手町界隈で働く方たちの強い味方です！お昼時を中心に、いつも長い行列ができています。

店内では他のメニューも充実しており、海老かつ定食や各種盛り合わせもあります。お持ち帰りには、厚切りのひれかつの『かつサンド』がおすすめです。（事務局）



（とんかつ「まるや」の厚切りのコースかつです。）

～緊急セミナー開催のご案内～
「事例から見る
セクハラ・パワハラ対策」
【日時】2018年7月25日(水)
15:30～17:30(開場 15:10)
【会場】JAビルカンファレンス
(3階 会議室 302)
ご興味のある方は詳細の案内状をお送り致しますので、下記メールアドレス迄ご連絡下さい。